

## 8月の求人倍率 1.32 倍 8ヶ月連続上昇 厚生労働省

厚生労働省が発表した8月の有効求人倍率(季節調整値)は1.32倍で、前月に比べて0.03ポイント上昇し、8カ月連続で前月を上回りました。持ち直しの傾向が続くものの、新型コロナウイルス流行前の水準には届いていません。総務省が発表した8月の完全失業率は2.5%で、前月比0.1ポイント低下し、4カ月ぶりに改善しました。

有効求人倍率は全国のハローワークで仕事を探す人1人あたり何件の求人があるかを示します。倍率が高いほど職を得やすい状況となります。コロナ禍で2020年9月に1.04倍まで落ち込み、その後は上昇傾向にありますが、感染拡大前の20年1月の1.49倍とは開きがある状況です。

景気の先行指標とされる8月の新規求人数は83万8699人で、前年同月比15.1%増えました。3年ぶりの行動制限がない夏休みへの期待から宿泊・飲食サービスが51.1%増加し、生活関連サービス・娯楽も28.9%増となりました。新規求人倍率(季節調整値)は2.32倍で、前月を0.08ポイント下回っています。8月の就業者数は6751万人と前年同月から12万人増え、2カ月ぶりに増加しました。

## 過去最高に迫る 64.9%の企業が人手不足と回答 日本商工会議所

日本商工会議所が発表した「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況」によると、「人手が不足している」と回答した企業割合は64.9%となり、前年調査(2021年7月~8月)と比べて15.0ポイント、前回調査(2022年2月)と比べて4.2ポイント増加しました。過去最高だったコロナ禍前の2019年調査の66.4%に迫る深刻な「人手不足」となっています。

業種別でみると、建設業の77.6%、運輸業の76.6%が「人手が不足している」と回答しています。コロナによる深刻な影響を受けた宿泊・飲食業も73.9%となり、介護・看護業、情報通信・情報サービス業も7割を超える企業が人手不足と回答しています。

人手不足と回答した企業に対応方法を複数回答で聞いたところ、「正社員の採用」と回答した企業が83.8%と最も多くなり、2位の「パートタイマーなど有期雇用社員の採用」と比べて35.7ポイントも高く、より深刻な現状が浮き彫りになりました。

## ワクチン接種業務に就く医療職の被扶養者の収入確認の特例を延長

健康保険の被扶養者の認定に係る被扶養者の収入確認について、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となったことから、例年になく対応として、医療職の被扶養者が令和3年4月から令和4年9月末までのワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととしていました。

今般、令和4年9月からオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が実施され、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間が令和5年3月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和5年3月末まで延長することが決まりました。



- プユニ岬（斜里町） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【最低賃金】

最低賃金法により定められている最低賃金額のことをいい、雇用した者の賃金を決定する際にはまずこの最低賃金を下回っていないかを確認する必要があります。最低賃金法という賃金には通勤手当や家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は含みませんので、基本給+前述以外の諸手当の合計額が最低賃金を下回っていないかどうかで判断されます。最低賃金は時給額で決められていますが、日給、月給の労働者についても時給額に換算し、基準額以上であるかどうかを判断します。なお、令和4年10月からの北海道の最低賃金は920円となりますので、現行の給与水準についてご確認をお願い致します。

## 事務所より

まだ暑い日は時折あるものの、朝晩は少しずつ涼しくなり、秋の訪れを感じる時季になりました。十勝の秋といえば収穫の秋ですが、今年はコロナ禍で中止になっていた管内各地の産業まつりやイベントも行われています。久しぶりに活気のあるイベントに行くと、何だか気分も上がり、飲食ブースではいつも以上に食べてしまうような気もします。感染拡大には注意しながらも少しずつ以前の生活やイベントが戻ってほしいものですね。

BIGLOBEが行った「Z世代の仕事と育児に関する意識調査」によりますと、「男性も育休を取得すべきか」という質問に対し、概ね75.6%が取得すべきとの回答となり、育児休業に対する意識の変化が感じ取れる結果となりました。10月から産後パパ育休を目玉とした改正育児・介護休業法が施行され、育児休業が今まで以上に取りやすくなり、各種手続も変更になっています。ただ、育児休業について今までは制度が変更になっても社会の風潮がなかなか変わらないという面があり、取得促進が進まないといった事があったのですが、今回の意識調査の結果を見る限り、そういった風潮もかなり変わっていると見受けられます。会社側としてもそのニーズを汲み取った上で育児休業への対応を考えていく必要があるかと思えます。

※Z世代・・・一般的に1990年代後半から2010年頃の間生まれた世代

## 業 務 内 容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月2日より北海道の最低賃金が920円になります。時給者だけでなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。又、給与から控除される雇用保険料も10月分から料率が変わりますので、給与計算の際には料率設定の変更をお願い致します。

